

添付資料 1

資料 2-8

事務連絡
平成21年11月2日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品（かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）、鼻炎用内服薬のうち、
小児の用法を有する製剤）の小児への使用に関する注意喚起について

一般用医薬品（かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）及び鼻炎用内服薬）（以下「かぜ薬等」という。）のうち、小児の用法を有する製剤は、平成14年8月29日付医薬審発第0829001号・医薬安発第0829001号厚生労働省医薬局安全対策課長・審査管理課長通知「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について」により、使用上の注意の【用法及び用量に関する注意の項】に「小児に服用させる場合には、保護者の指導監督の下に服用させること」と記載し、注意喚起を行っています。さらに、かぜ薬等のうち、2歳未満の用法を有する製剤については、米国を含む諸外国において2歳未満にはかぜ薬や咳止め薬等を使用すべきではない旨の注意喚起がなされたことを受け、平成20年7月4日付厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡「「使用上の注意」の改訂について」により、使用上の注意の【用法及び用量に関する注意】の項に「2歳未満の乳幼児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。」と記載する等、注意喚起を行ってきたところです。

その後、かぜ薬等の小児への使用に関して、使用するべきではない年齢の範囲をさらに拡大する等の措置がとられている国もありますが、当該国においても明確な根拠が示されていない状況であるため、2歳未満の乳幼児に対する上記の注意喚起に加え、我が国においては当分の間、15歳未満の小児全体に対して、服用させる場合には、保護者の指導監督の下に服用されること等、幅広く適正使用に関する情報提供を行うことが適当と考えています。

つきましては、貴会下関係団体に対し、薬局、店舗販売業又は配置販売業における小児の適正使用に関する円滑な情報提供に協力するよう、周知方ご協力をお願いいたします。

なお、別添のとおり、社団法人日本薬剤師会あて通知をすることとしているので、お知らせいたします。

事務連絡
平成21年11月2日

社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品（かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）、鼻炎用内服薬のうち、
小児の用法を有する製剤）の小児への使用に関する注意喚起について

一般用医薬品（かぜ薬（内用）、鎮咳去痰薬（内用）及び鼻炎用内服薬）（以下「かぜ薬等」という。）のうち、小児の用法を有する製剤は、平成14年8月29日付医薬審発第0829001号・医薬安発第0829001号厚生労働省医薬局安全対策課長・審査管理課長通知「かぜ薬等の添付文書等に記載する使用上の注意について」により、使用上の注意の〔用法及び用量に関する注意の項〕に「小児に服用させる場合には、保護者の指導監督の下に服用させること」と記載し、注意喚起を行っています。さらに、かぜ薬等のうち、2歳未満の用法を有する製剤については、米国を含む諸外国において2歳未満にはかぜ薬や咳止め薬等を使用すべきではない旨の注意喚起がなされたことを受け、平成20年7月4日付厚生労働省医薬食品局安全対策課事務連絡「使用上の注意」の改訂についてにより、使用上の注意の〔用法及び用量に関する注意〕の項に「2歳未満の乳幼児には、医師の診療を受けさせることを優先し、やむを得ない場合にのみ服用させること。」と記載する等、注意喚起を行ってきたところです。

その後、かぜ薬等の小児への使用に関して、使用するべきではない年齢の範囲をさらに拡大する等の措置がとられている国もありますが、当該国においても明確な根拠が示されていない状況であるため、2歳未満の乳幼児に対する上記の注意喚起に加え、我が国においては当分の間、15歳未満の小児全体に対して、服用させる場合には、保護者の指導監督の下に服用させること等、幅広く適正使用に関する情報提供を行うことが適当と考えたことから、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会あて通知したところです。

つきましては、貴会会員に対し、小児用のかぜ薬等を販売し、授与し、又は配置販売する際には、小児の適正使用に関する情報の提供に努めるよう、周知方ご協力をお願いいたします。

平成 22 年 6 月 30 日

OTC 小児用かぜ薬販売実態調査実施要領

薬害オンブズパースン・タイアップグループ

1 本実施要領の内容と対象となる製品名をよく確認する

2 調査対象となる店舗を選ぶ

- (1) 大型ドラッグストアー (例: マツモトキヨシ)
- (2) 調剤薬と同時に OTC 医薬品も扱っている一般薬局 (例: ○○堂薬局)
- (3) 薬剤師を置いていない薬店 (例: ○○薬舗…薬剤師を置いていない場合、「薬局」の名称は使用できない)
- (4) その他

上記のうち、どのような形態の店舗でもよい。ただし、できる限り多様な形態・規模の店舗で調査を実施する。

3 カウンターで OTC 小児用かぜ薬の購入を申込む

(1) 以下の製品を売り場内の陳列棚で探す

① ムヒのこどもかぜシロップ (池田模範堂)	3ヶ月から
② キッズバファリンかぜシロップ (ライオン)	3ヶ月から
③ パプロン S 小児液 (大正製薬)	3ヶ月から
④ エスタックシロップ 小児用 (エスエス製薬)	3ヶ月から
⑤ パプロン S ゴールド微粒 (大正製薬)	1歳から
⑥ 新エスタック顆粒 (エスエス製薬)	1歳から

↓

見つけられれば、そのままカウンターへ持参する

(2) (店内陳列棚で見つけられない場合)

カウンター越しの棚に上記製品が存在しているかを確認する。

↓

「(見つけられた製品の名前) をください」と購入を申込む

* この際、調査員から質問はしないよう注意して下さい。

4 薬剤師又は登録販売者により、自主的な質問又は説明がされるかを確認する
以下の3点を確認する。

- ① 販売する者が、小児への服用に関連する何らかの質問又は説明を自主的にしてくれるか。
- ② 質問又は説明をした者が、薬剤師又は登録販売者であるかを名札で確認する。
- ③ どのような内容の質問又は説明か。

質問に対しては、以下の「ケース設定」に従って回答して下さい。

<ケース設定>

- (1) 服用者：1歳半の女児
- (2) 症状：38度の発熱があり、咳や鼻水も止まらない
- (3) 既往症・常用薬：なし
- (4) 服用者の母親から頼まれて購入しに来ているため、上記のほか詳しい事情はよく分からぬ

※服用者との関係（子、孫、姪 etc.）については、調査担当者の年齢等に応じて適宜設定して下さい。

5 自主的な質問又は説明がない場合には、こちらからの質問を行い、これに対して適切な情報提供がなされるかを確認する

購入する直前まで自主的な質問又は説明がないことを確認したら、代金を支払う前に「1歳半のこどもなのですが、飲ませても大丈夫ですか」と相談する。

その際、以下の2点を確認する。

- ①説明をした者が、薬剤師又は登録販売者であるかどうかを名札で確認する。
- ②どのような説明がなされたか。

6 (説明・指導を受けた後) 外箱の記載を読み、購入せずに帰る

*医薬品の外箱を見せてもらい、「医師の診療が優先」という表示を見つけ、「やっぱり医者に見せてからにします」と言って立ち去る。

以上

<対象製品の画像>

① ムヒのこどもかぜシロップ



② キッズバファリンかぜシロップ



③ パブロンS 小児液



④ エスタックシロップ小児用



⑤ パブロンS ゴールド微粒



⑥ 新エスタック顆粒



添付資料3

送付先：薬害オンブズパースン事務局宛

FAX: 03-5363-7080

郵送: 〒162-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル4階

OTC小児用かぜ薬販売実態調査結果票

調査担当者名

1 調査場所 札幌 函館 仙台 東京 名古屋 福岡

2 調査実施日 2010年 ____月 ____日

3 対象店舗 (店名) (場所)

<店舗形態> チェーン展開しているドラッグストア

Ex マツモトキヨシ、ツルハドラッグ

処方せん薬だけでなくOTC医薬品を置いている薬局

Ex ○○堂薬局（調剤室もあるが、店内でOTCも扱っている）

薬剤師のいない薬店

Ex ○○薬舗・○○薬店（「薬局」とは表示されていない薬店）

その他 ()

4 対象製品名 _____

<陳列場所> 売り場内の陳列棚に存在した

カウンター越しの棚に存在した

5 店員から自主的な質問や説明がなされたか

自主的な質問・説明がなされた

→(1)質問・説明の主体（名札等で確認できなければ、尋ねてください）

薬剤師

登録販売者

アルバイトその他の店員 ()

確認できなかった

→(2)質問・説明の内容（複数回答可）

服用者が2歳以下の小児であるかどうかの質問があった

保護者の指導監督のもとに服用するよう指導があった

医師の診療を優先し、やむを得ない場合にのみ服用するよう指導があった

誤飲・誤用が多いことや、有効性が確認できていないことの説明があった

文書を提示して説明があった（当該文書もFAXして下さい）

- 服用量に関する指導があった
その他（できるだけ具体的にお書き下さい）

自主的な質問・説明がなされなかった

6 こちらからの質問（「1歳半の子どもに飲ませてもよいか」）に対して、適切な説明・指導がなされたか

(1) 説明・指導の主体（名札等で確認できなければ、尋ねてください）

- 薬剤師
登録販売者
アルバイトその他の店員（ ）
確認できなかつた

(2) 説明・指導の内容（複数回答可）

- 特に問題ない旨の説明があつた
保護者の指導監督のもとに服用するよう指導があつた
医師の診療を優先し、やむを得ない場合にのみ服用するよう指導があつた
誤飲・誤用が多いことや、有効性が確認できていないことの説明があつた
文書を提示して説明があつた（当該文書もFAXして下さい）
服用量に関する指導があつた
その他（できるだけ具体的にお書き下さい）

7 その他特記事項（自由にお書き下さい）

平成22年11月17日

OTC小児用かぜ薬販売実態調査結果票 「その他」欄・「その他特記事項」欄

薬害オンブズパースン会議
薬害オンブズパースン・タイアップグループ

1 店員からの自主的な質問・説明の内容に関する「その他」欄

調査員から何ら質問をしない段階で、販売担当者から自主的に質問又は説明がされた場合において、その質問又は説明の内容として、「その他(できるだけ具体的にお書きください)」という欄に記入された事項(小児用かぜ薬販売実態調査結果票第5項)

番号	記載内容
8	ムヒを持ってパッケージを見ていたら、こちらの方が…。 大日本のシロップをすすめられた。
9	一般的な製品の説明があり、受診した方が良いかと質問すると、「軽い症状では病院に行かない方が良い」と言われた。
12	熱がそれほど高くなく元気であれば薬は必要ない。 症状が重くなるようなら受診するように、と。
17	2才未満は、受診を優先するように書いてあるがと質問したら、「そうですネー」と。
23	何かお探しですかと、言われ、子供のかぜ薬を探していると返答 まず医者に行くようにすすめられた。
25	どういう症状かを聞かれ、プールに入った後になったかどうか聞かれた。かぜでなくウイルスなどの可能性もあるので医師にみせるように言われた(あくまでもこの薬は応急処置と言われた)
28	・総合かぜ薬とせき用がある ・味はイチゴ味とピーチ味がある
34	・どのような症状ですか? ・おいくつですか?
35	・どのような症状ですか?
36	・おいくつですか? ・咳はありますか?
40	大人であれば1回分です、との説明あり。
46	年令: 症状を聞き、それぞれの商品の箱に書いてある対象年齢等でこまかくチェックして対象がないことであきらめる。 医師への誘導などはなかった。
47	レジ(会計)は名札なしのパートのような人等が、質問しようとしたらすぐに登録販売者に変わった。 登録販売者から症状、年齢の確認があり、医者に行くようすすめられた。
50	熱を聞かれ38度と答えたら、売らずに医者に行くようすすめられた。
66	この薬なら3カ月からのめるので大丈夫です。
71	何才ですかという質問のみなされた
78	「子供用の風邪薬はないか?」と尋ねると、「何歳か?」と尋ねられ、「1歳半」と答えると、パブロンS小児液を出してきた。その上で、容量の説明部分を示し、「1歳半ならこれくらい飲ませればよい」と説明した。「医師の診断優先」の説明書のところは全く見ないので、こちらが示したところ、「一般的にはこのように書いてあるけどね」との説明。その上で、「今日は土曜日だから、病院行くとしても救急くらいしかないです」と説明を受けた。
81	棚を見て数秒後に、店員から、年令の質問の後に、当該商品を示して、「3ヶ月からのめますから」と説明。 他に、「看病する家族のために」キヨーレオピンの試供をくれた。
82	「長びいてせきも出ているならせき止めシロップを」とすすめられた。併用の質問にはだめと答えた。
89	ていねいに聞きとりがされて説明された。

番号	記載内容
93	症状がどのようなものであるかの質問がありました。
95	「熱を出してどれくらいか」
96	医者の方が保険きいて安いといわれた

2 調査員からの質問に対する説明・指導の内容に関する「その他」欄

調査員から「1歳半のこどもに飲ませてもよいか」という質問に対して、販売担当者から受けた説明・指導の内容として、「その他(できるだけ具体的にお書きください)」という欄に記入された事項(OTC小児用かぜ薬販売実態調査結果票第6項)

番号	記載内容
1	不安そうな顔をしていたら、症状をきいて、熱だけでぐずったりしていなければ様子をみた方が良いと説明してくれました。
4	副作用もないまったく問題ないとの説明もあった
5	1才から服用できるので問題ないですよと言われた。
7	質問したが、答えがない。 病院ははじめてか?など。
11	2才未満は受診を優先するように書いてあるがと質問したら、土曜なので判断が難しいが、子供は急変するので状態の変化に注意し、心配なら受診した方が良いと。
13	2才未満は受診を優先するように書いてあるがと質問すると子供は症状の変化が早いので様子をみて心配なら受診した方が良いと。
14	症状を聞かれ、熱、セキがあると話すと、夏かぜはのどの炎症を抑えないとセキがとれないので甘草エキスの入ったシロップ剤(コーワ)をすすめられた。
15	「2才未満は受診を優先するように書いてあるが」と質問したら、「やはり、医者にかかるのが確実ですが…。」
18	2才未満は受診を優先するように書いてあるがと質問したら、どの薬も同じで、受診するかどうかの判断は難しいと。
20	「病院に行った方がよいか?」とたずねると、「その方がよい」との回答あり、「わかりました。」と言って買わずに帰った。
22	3ヶ月から大丈夫 服用量の注意 いつも飲んでいるか
24	1才の子どもなんですかと聞いてみましたが小児液を出してくれましたが、特に説明はありませんでした。
30	1歳半のこどもであるかの再確認。
33	・メーカーが違うだけで、成分には大きな違いはない ・漢方の成分(ナンテン)が入っているか、大人のかぜ薬の成分が入っているかという違いがあるくらい
34	・子供用のかぜ薬は皆同じ様な成分である ・メーカーが違うだけで後は大差ない
35	・メーカーが違うだけで皆同じような成分である。値段もそう変わらない ・症状(熱、鼻水、咳の有無)に応じて選んで下さい。
36	・症状(熱・咳の有無)で選んで下さい。 ・熱も咳もあるなら「総合」でいいと思います。
37	ハコの表示を指さし、3ヶ月からなので大丈夫です、との回答
39	対応した研修生が商品を持って調剤室に確認に行き、その結果を回答された。
41	高熱があるならば病院に連れて行って診せた方が良いと言われた。
42	高熱がある場合は病院に連れて行った方が良いと言われた。
43	年齢が1才以上であれば大丈夫と言われた。
44	食欲なし、元気もなしなら病院に連れて行った方が良いと言われた。
45	商品のすすめのみ

番号	記載内容
48	研修生が会計をしてそこに薬を持っていって質問したら、登録販売者に変わり一応薬の説明（商品の種類）をしたが、症状熱を聞いて医者に行くようすすめられた。
49	その他事項の通り薬の説明はなかった→子供用のかぜ薬というだけ近くに白衣を着た登録販売者らしき者はいたが、呼ぼうともしなかった。
57	箱の表示を指さし、1才半は使えますとのこと
58	箱の表示を示して。1才半は1／4包と図入りで説明してあった
59	箱の表示を指さし、1才半は～m 1です。 使えるといったが“特に問題はない”というニュアンスの説明はなし。
60	3カ月すぎれば使えます
61	箱の記載を示して○○m 1／回です 1才半だとおおむね2日分…
62	箱の記載を指さしながら…。6カ月すぎれば大丈夫。1才半なら○○m 1です。
63	「1才半の子供の用量が書いてあるので大丈夫。」 「注意については中に説明書が入っているのでそれを読んで下さい。」
64	「3カ月からのませて良い。箱に3カ月からの用量書いてある。」「1才半なら、この用量でのませて下さい。」
65	水分補給が大切と指導あり。 薬をのますことについては1才半の用量が書いてあるので心配ないとのことでした。
66	「何か注意はありませんか。」の質問に、中にキャップが入っているので、決められた量のんで下さい。」のみ
67	用量に1才半の量書いてあるので心配無いと言った。
68	こちらから質問「1才半の子どもに飲ませてもよいか」に対して「小さい子は本当は医師の診察を受けた方が応急処置ならのんでも良い。」と答えてくれた。
69	質問したら、薬剤師が、1才半の用量を読んで「中のキャップでおのみ下さい。」と答えた。また「他に注意は」と聞くと「キャップは洗って下さい。」「眠くなるので少しぐったりするかも。」でした。
70	3カ月以上の子には使えるので、使用することは問題ない。アゼトアミノフェンという小児でも安全な下熱剤入っているが、1才半だと自分では症状言えないので様子みること大切。中にキャップ入っているので、その量のんで下さい。
71	大丈夫ですとだけ答えていた。
72	特に指導がないので、3ヶ月未満がダメなのは何故ですかと聞いたら、子供はまだ体ができあがっていないからと説明していた。
73	特に指導なく、大丈夫ですと言うだけだったので、外箱を見せながら、医師に見せるのが優先なのかと聞いたら、「そうだけど、もう時間がないのなら（その時刻が18時だった）、とりあえず今夜飲ませてから明日医者に見せればよい」といった趣旨のことを言っていた。
74	なぜ1才未満にはダメなんですかねえと尋ねたら、「のどにつまるとかそういう理由じゃないですかねえ」と言っていた。
79	「医師の診察を優先」という文言を読んでくれたが、「まあ、容量を守ってくれれば大丈夫ですが・・・」という説明だった。
81	「こちらは3ヶ月からのめます」
82	1回量を1日の包数で乗じた最大量までのめるとの説明をうけた。
83	用量と回数についての説明のみあった。
84	特に問題ないと連呼していた。近くに小児科のある病院があるかと聞いたら、近くに住んでいないので分からないと答えた。
85	服装が私服であった。「1歳半の子どもに飲ませてもよいか」と質問したら、他のお子さんも飲まれているので大丈夫ですと答えた。
86	症状などを聞きとり、医師の診療を受けるように指導があった
87	「説明書のとおりに服用してください。」との説明のみ
89	「医師の診療が優先です。」と説明を受ける。 症状をくわしく聞かれた。こちらの方がシドロモドロとなる。
92	かぜ全般にきくので医師の診療はいらないが、あんまり心配なら医者に見せにいくようにいわれた。
96	医者の方が診察に沿った薬を出してくれる アレルギーもっていたら、市販のはひかえた方がよい

番号	記載内容
97	別に元気なら医者の処方は必要ないと言われた。
98	3カ月以上なら服用しても大丈夫との説明のみ
99	使用する子供の年齢はいくつか。 アレルギー等はないか

3 その他特記事項

最後に設けられた「その他特記事項(自由にお書き下さい)」との欄に記入された事項(OTC小児用かぜ薬販売実態調査結果票第7項)

番号	記載内容
2	2才未満の子についての注意書きに対してたずねるとどこに書いてありますか?ときかれた。指をさすと、やはり医師にみてもらった方がよいとアドバイスを受けた。
3	2才未満の子に対しての注意がきについて質問すると、病院に行くことができない事情があるのなら別だが病院に行けるなら料金も安くなるし、医師にみてもらった方が良いとのアドバイスを受けた。
4	・2才未満の子には…の注意書きについて質問しても全く気にしなくて良いとの説明を受けた。 こちらから熱が38℃ほどあると言うと、子どもの熱で38℃ならばこの薬でも良いが、40℃くらいになったら別の対応をした方が良いと言われた。
5	2才未満…という箱にかいてある文章についてきくと、どんな症状であるか具体的にきかれた。
6	こちらから年齢を言わないと、何も聞かない。 「2才以下~」の説明の部分をわざと示して聞いたら、「医師にかかるのがベターです」とだけ言った。
14	2才未満は受診を優先するように書いてあるがと質問したら2~3才以下は受診を優先するように説明することにしていると。(先に説明してほしかった)
15	熱が38℃以上というと、熱冷しの坐薬を勧められた。
22	注文してすぐに会計
24	ネームプレートから、登録販売者かなと思われました。 薬の注意書には2才未満の乳幼児には医師の診療を受けさせることを優先し、…と書いてありますが、特に店員の方からのコメントはありませんでした。
25	薬剤師でない販売者のレジに並ぶと、薬剤師が自らレジを交替して対応してくれた。
26	その後薬剤師が対応(アルバイト店員に薬剤師かと尋ねたので) ①成分についての説明があり、1歳半であれば問題ないと言われる ②薬のアレルギーはあるか? ③皮フアレルギーが出る可能性があるが、一回服用して、何か異常があれば、服用をやめて小児科医にみせるように言われる
27	バイトの方に尋ねると「用法用量を守れば問題ない」と言われ、念のため薬剤師に聞いてくると言って、聞いて戻ってきた。 ↓ 「やはり、問題ないようだ」とのこと。
28	自主的な説明は5のその他記載の説明のみだった ↓ 念のため「1歳半でも大丈夫か?」と質問すると、3ヶ月以上であれば問題ないと回答だった。
29	忙しい時間帯だったので、(夕方6時すぎ)丁寧に説明をしてくれる対応ではなかった。
30	頗まれているので、詳しい事情がわからないと言うと、「何でも対応出来る無難な薬にしますか」と言われた。
33	商品を示して購入したいと言えばすぐにレジを通してくれる感じであった。
34	その場で商品を選べばすぐ買えたと思う。
35	その場で商品を選べばすぐ買えたと思う。
36	その場で商品を選べばすぐ買えたと思う。

番号	記載内容
37	レジ後ろの壁に「6月からお薬の販売方法が変わります。専門家の説明があります。云々」とのポスターがあった。
42	子供用の薬があると紹介された
43	飲みやすいものもあると、ムヒのかぜシロップも勧められた。
44	子供は元々熱が高いので、夏の暑さのために熱が上がっているだけで食欲あり、元気もありならば、ムヒのかぜシロップを飲ませてみても良いかもと言われた。
48	大規模店舗
49	<ul style="list-style-type: none"> ・子供というだけでピーチ味だのイチゴ味だの薬というより、子供に好みそうなことだけ言って、薬という説明はあまりしていなかった。 ・名札は胸にかけていたが、資格（薬剤師、登録販売者等）の判別が出来ず、白衣を着ておらずアルバイトと思われる。 ・大規模団地の近くにある、大規模な店舗 ・かなりの品ぞろえ。
50	規模はそんなに大きくない。
51	医師の診療を優先とあるがと質問した。 年令の底い子どもはかぜ以外のこともあると回答いただいた。
52	医師の診療を優先とあるがと質問した。 やむを得ない場合に使用できることと、適用年令ないにあることを回答頂いた。
53	医師の診療を優先とあるがと質問した。 一般用なので大丈夫ではあると回答頂いた。
54	<p>アルバイトの方に医師の診療を優先とあるがと質問した。 アルバイトの方が登録販売者を呼び、対応いただいた。</p> <p>症状もいろいろあるので、医師の診療を受けられれば優先した方がよいだろうという趣旨的回答を頂いた。</p>
55	医師の診療を優先とあるがと質問した。 子供の熱など、かぜ以外の原因もあるので、医師の診療を優先することが望ましい旨回答があつた。
56	医師の診療を優先とあるがと質問した。 症状がひどい時は医師にみせた方がよいと言われた。
58	自分だったら、何日その症状か食欲はあるか書き、売って、おつりをわたすタイミングで1回のませてまだ調子が悪かったら診察をうけるようにと話すと思う。
63	<p>2才以下についての説明は全くなかった。 「2才以下は医師の診察優先と書いりますが。」と質問したら、「それはそうでしょう。」と答えたのみ。 注意はなにかと質問しても「中に説明書が入っています。それを読んで下さい。」との答えのみ。</p>
64	<p>「何か注意はありませんか？」と質問すると、「決められた量を回数を守ってちゃんとのむことです。」 「2才以下は医師の診察優先と書いてありますが。」と質問すると、「セキなど止まらないようなら受診した方が良いのではないですか。」と答えた。</p>
65	「2才以下は医師の診察優先と書いてありますが。」と質問すると、「医者が混んでいる時は、診察に行きたがらないお母さんたちもいる。そういう時など、このカゼ薬のんで2～3日様子みては。2～3日この薬のんで症状改善しないようなら受診してみては。ただ、今日は暑くて医者もすいているかもしれないでの診察してみては。」と答えてくれました。
66	「2才以下は医師の診察優先と書いてありますが。」と質問したら、「それはどんな薬にも言えることです。」「どんな薬だって、医師の診察優先と書いてあります。」とあたりまえのように冷たく言っていた。
67	薬剤師ではなかつたが、「何か注意はありませんか？」と質問すると、「子供の熱は何が原因かわからないので、まずお医者さんに行った方が良いですよ。」と心配そうに言ってくれた。
68	自主的な説明は無かつたが、こちらからの質問には「医師の診察を受けた方が良い。」と答えてくれた。ただ、2才以下は医師の診察優先と箱に書いてあることは全く知らないようでした。
69	箱に、2才以下は医師の診察優先の記載があるのを見せると、驚いていた。全く知らなかつたよう。それを読んでから「病院によってカゼと診断ついで、カゼ薬もらい、それをのみきつて、治らず、もう少し薬をのみたい時などにのんで下さい。」と説明された。
70	箱に2才以下は医師の診察優先と書いてあることを見せたら、全く知らなかつたよう。 「2才以下は自分で症状言えないで、このような記載があるのでしょう。」と説明された。 医師の診察は特に指導されなかつた。

番号	記載内容
71	特に説明、指導がないので、最後に1才未満には投与できないのは何故かと聞いてみたら、小さい子は体がまだできていないので代謝がうまくできないからだと説明していた。
72	「何味がいいですか」以外に、店員からの質問はなかった。 担当したのは登録販売者だったが、何も子供かぜぐすりについて知識がない様子だった。
73	店内には見たところ登録販売者1人しかおらず、ひたすら次々に来る客のレジ打ちをしているだけの様子だった。
74	全く小児用かぜぐすりの安全性について知識を持っていない様子だった。
76	はじめ、登録販売者が対応し、「1歳半の子どもでも大丈夫か？」と確認したところ、対応者が薬剤師に変わった。「熱は何度あるのか？」と尋ねられたので、「38.5度」と答えたところ、「そりや、医者にかかった方がいい」といわれた。
79	レジを打とうとしたので、「この薬、1歳半の子で大丈夫か？」と聞いたところ、レジ奥の誰かに聞きに行つた（薬剤師？）。しばらくして戻ってきて、上記のような説明だった。
80	・唯一、店員からの声かけが、レジに行くまでなかった店。レジから、7～8mの棚に対象製品が全種おかれていた。 ・名札はあったが、「登録販売者」の表示は極小であった。
82	・レジに商品をもって行く前に話しかけてくる。 ・「薬剤師さん？」ときくも答えずに商品説明を読けたのにはおどろいた。
83	・対象製品では、他にパブロンSゴールド微粒と新エスタックはあったが、店員はパブロンS小児液をすすめた。 ・名札をつけていなかった。
84	キッズバファリンかぜシロップは誰でも手に取れるところに置いていた。
85	キッズバファリンかぜシロップを求めるところ売りきっていた。 そこで、ムヒのこどもかぜシロップが目についたのでそれを求めた。 どちらも自主的な質問・説明はなく、特に問題はないと言えた。
86	売り場の陳列棚に薬は存在したが、その前に店員（登録販売者）がいるレジカウンターがある。 店員から話しかけることはないが、「医薬品専用レジ」との表示があり、他のレジとは区別されている。 質問するといねいに答えてくれた。
87	レジに自由にもって行ける。 レジでは説明なく購入できる。
88	こちらから質問ないかぎり自由にレジに持ちこめる。 しかもレジの人は、学生風のアルバイトであった。
89	カウンター越しの棚にあるので必ず店員に声をかけないとだめ、色々とポイントをおさえて説明された。 チェーン店薬局にかかるわらずなかなかの水準。
90	常備薬として家においてもよいといっていた。 服用し改善がなされなければ病院に行ったほうがよいと言われた。
94	こちらの質問に対して消極的な姿勢だった。 こちらから尋ねないと説明してくれなかつた。
95	薬を売る態度がとても慎重だった。
97	年令と服用のみ説明があつてすぐに、会計しようとしていた
98	調査者の後に客が数名並んでいたため、薬剤師もいそいでいる様子であった
99	薬剤師はその時不在